賛　助　会　員　規　程

（総則）

第１条　公益財団法人交通遺児等育成基金定款第５４条の賛助会員については、この規程の定めるところによる。

２　賛助会員は、次の各号に掲げるものに分ける。

（１）一般賛助会員

（ア）法人賛助会員（団体または企業である賛助会員をいう。以下同じ。）

（イ）個人賛助会員（個人である賛助会員をいう。以下同じ。）

（２）特別賛助会員（大口拠出の賛助会員をいう。以下同じ。）

（入会）

第２条　公益財団法人交通遺児等育成基金（以下「基金」という。）の目的に賛同し、賛助会員になろうとする者は、所定の申込書に所定の事項を記入し、基金会長に申し込むものとする。

（退会）

第３条　賛助会員が、やむを得ない事情により、退会しようとするときは、文書をもって基金に届け出るものとする。

２　年度の開始後に賛助会員から年度会費の納入がない場合は、納入の督促を行うこととする。督促を行った後、なお納入がない場合は、退会したものと見なす。

３　賛助会員が退会した場合においては、その者の既に納入した賛助会費は返還しないものとする。

（賛助会費）

第４条　賛助会員は、次の区分により賛助会費を納入するものとする。

（１）　一般賛助会員

（ア）法人賛助会員　　１口　　１０万円

（イ）個人賛助会員　　１口　　１万円

（２）特別賛助会員　　１００万円以上

２　賛助会費は、４月より翌年３月まで（以下「年度」という。）の年会費とし、当該年度の開始後速やかに納入するものとする。

３　年度の途中において入会した場合は、入会時に賛助会費を納入するものとする。

４　賛助会費は、公益目的事業会計に計上し、公益目的事業支出又は公益目的保有財産の取得に充てる。ただし、法人会計に収入不足が生じた場合は、当該不足額の範囲内で同会計

に計上できるものとする。

（賛助会員への便宜）

第５条　賛助会員は、基金から次の便宜を受けることができる。

（１）基金が作成した刊行物、資料の配付を受けられること

（２）基金の事業に関する年次報告を受けられること

（３）基金の事業に対する意見を開陳できること

２　法人賛助会員は、前項によるもののほか、賛助会員名の公表、賛助会員の活動状況の紹介など、基金からの謝意の表明として、適切な広報活動サービスを受けることができる。

３　特別賛助会員は、前各項によるもののほか、基金事務局からの個別の対応により、必要に応じて、賛助会員の名を冠した賞の設定などを含め、適切な広報活動サービスを受けることができる。

（その他）

第６条　その他必要な事項については、別に定める。

附則（平成１６年３月３０日基金総第８４号）

この規程は、平成１６年３月３０日から施行する。

附則（平成２３年６月１４日基金総第３４２号）

この規程は、平成２３年７月１日から施行する。

附則（平成２３年１０月２４日基金総第６３１号）

この規程は、平成２３年１１月１日から施行する。

附則（平成２５年４月１日基金総第１０３５号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附則（平成２５年５月２８日基金総第１０４２号）

この規程は、平成２５年６月１２日から施行する。